

<p>議題第1号</p>	<p>関西学院周辺景観地区に係る都市計画の変更および「西宮市都市景観条例」等の改正について【諮問】</p>
<p>審議結果</p>	<p>・原案を適切と認め、その旨答申を行う。</p>
<p>主な質問 意見等</p>	<p>・地区特有の建築様式を持つ地区の景観をしっかり守っていくことが当該景観地区の基本的な考え方だと思うが、地区の建築物所有者はどんなスタンスで向き合っているのか。 (当局回答) ⇒景観地区では他の地区よりも申請手続きの上で負担をかけているが、地区の建築物所有者は非常に協力的で、理解もしていただいております。市としては、景観のルールを守りながらも様々な工夫をして景観保全をしていただいていると感じている。</p> <p>・緑地が建築物の修景としての位置づけとなっており、建築物の制限の中で説明することが妥当であるとしているようだが、少し違和感がある。必ずしも緑は建築物を修景するために設けるものではなく、建築物と一体的になっていたり、建築物がなくても緑だけで豊かな風致を形成していたりする地区もあるが、そこはどう考えるか。 (当局回答) ⇒当該景観地区の特性として、豊かな自然と建築物が一体となって景観を形成していることから、都市計画の計画書において、緑化を建築物の制限の項目に記載している。</p> <p>・木竹の植栽のみを都市計画の計画書に記載するということだが、木竹の植栽と伐採は表裏一体のものであるため、同じところで規定しておくべきものではないか。 (当局回答) ⇒「建築物の存する敷地内で行う木竹の植栽」は、景観法上、西宮市都市景観条例の適用除外規定に該当し、同条例による制限をかけられない。一方、木竹の伐採については、同条例で規制できるものである。そういった違いがあるため、木竹の植栽のみを都市計画の計画書に記載することとした。</p>

議題第2号	景観重要樹木の指定解除について（関西学院）【諮問】
審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案について支障はないとし、その旨答申を行う。</li> </ul>
主な質問 意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要樹木について、市のホームページ等で公表をしていないようだが、市民に対して幅広く知ってもらうためにも情報提供した方が良い。今後市内各所でも景観重要樹木となり得る樹木を探していくことも考えてもらいたい。 (当局回答) ⇒今後、検討させていただく。</li> <li>・指定解除後は市としてどういう関わり方をするのか。今後、指定解除は増えてくると思うが、管理者から相談があった際には、市としても対応をしていただきたい。 (当局回答) ⇒今回、指定解除する樹木は比較的大きな樹木となるため、伐採等による景観への影響は大きいと考えられる。ただし、事後処理によっては他の樹木にも影響が出てくる可能性があるため、基本的には管理者に対応を委ねたいとは考えているが、市としても景観の維持保全を望ましい形でできないか、協議していきたいと考えている。</li> </ul>